

お知らせ **子ども誰でも通園制度**

問 **子ども課(役場2階)**
☎823-9227 FAX.823-9627

4月から子ども誰でも通園制度が始まります!
くわしくは海田町ホームページを確認してください。



お知らせ **海田町議会の開会**

問 **議会事務局(役場4階)**
☎823-9218(FAX兼用)

3月の定例会は、3月3日(火)9時から議場(役場4階)で開会予定です。また、本会議の審議状況を海田町ホームページからライブ配信します。



お知らせ **林野火災訓練を実施します**

問 **防災課(役場3階)**
☎823-9208 FAX.823-7927

洞所山で林野火災が発生した場合を想定し、安芸消防署、安芸地区消防団および海田町が下記のとおり林野火災訓練を実施します。

当日は消防車両やヘリコプターが周辺で活動しますので、あらかじめご了承ください。

- 日時 3月22日(日) 9時~11時30分
- 場所 洞所山 新峠一带(海田総合公園も一部使用します)

お知らせ **【実施中!】家庭用防犯カメラ・録画機能付きインターホンの設置費補助**

問 **地域みらい課(役場3階)**
☎823-9219 FAX.823-9203

防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりの推進のため、自らが居住する住宅に次の機器を設置した町民に対して、経費の補助を行っています。

- ・家庭用防犯カメラ
- ・録画機能付きインターホン

●補助概要 機器の購入および設置に要する経費の2分の1の額(100円未満切り捨て)で、1万円を上限とします。ただし、一世帯につき1回限りとします。

- 受け付け期間 7月31日(金)まで
- 申し込み 機器の購入設置後に、必要書類を地域みらい課へ提出。
- ※予算がなくなり次第、終了となります。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。



お知らせ **軽自動車税の減免について**

問 **税務課(役場2階)**
☎823-9204 FAX.823-9627

身体などに障がいのある人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所有者)などが所有する車両は、一定の要件に当てはまる場合、申請により、軽自動車税が減免されます。減免を受けられるのは、自動車税、軽自動車税を通じて1台に限ります。

また、前年度に減免を受けている人には、4月に継続についての案内を送付します。

- 申請期間 納税通知書が届いた日(5月上旬発送予定)から5月25日(月)まで
- ※一度納付した税金は減免できません。必ず、納付前に手続きしてください。

●減免の対象となる軽自動車など

- ①障がいのある人が所有する軽自動車など
 - ※障がいの程度により減免できない場合があります。
 - ※身体障がい者で年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有し、運転する場合も対象となります。
- ②構造がもっぱら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など
- ③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

●申請に必要なもの

- ・減免申請書(役場に備え付けてあります)
- ・身体障害者手帳など
- ・自動車検査証の写し(自動車検査証が電子検査証の場合は、自動車検査証記録事項の写しも必要です)
- ・運転免許証の写し(運転者のもの)
- ・納税義務者のマイナンバーの確認ができるもの
- ※構造減免・公益減免は手続きに必要なものが異なりますので、海田町ホームページを確認してください。

対象となる障がいの程度については、こちらを確認してください。



お知らせ **国民年金手続きは便利な電子申請をご利用ください**

問 **広島南年金事務所** ☎253-7710
住民課(役場2階) ☎823-9205 FAX.823-9627

国民年金の手続きは一部、マイナポータルを利用し、窓口へ来庁することなく申請・届出が可能です。例えば次のものです。

- ・国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例申請

他にも可能な手続きがありますので、くわしくは、日本年金機構のホームページを確認してください。



お知らせ **福祉事業所製品販売会 @役場**

問 **社会福祉課(役場2階)**
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
3月3日(火)	11時45分~12時30分頃	はぐくみの里	パン、クッキー、お茶、昆布など
3月10日(火)	11時30分~12時30分頃	海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
3月12日(木)	11時45分~12時30分頃	ユキ園	パウンドケーキ、シフォンケーキ、クッキーなど
3月24日(火)	11時45分~13時頃	ポーポーの木	パン、クッキーなど

●場所 町民交流スペース(役場1階)

※完売時は終了時間前に終了することがあります。※都合により、変更になる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。



お知らせ **第十二回特別弔慰金のご案内**

問 **広島県健康福祉局社会援護課**
☎513-3036 FAX.502-8744
社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

戦没者などに国として改めて弔慰の意を表するため、ご遺族などに対し、支給されるものです。

- 対象者 戦没者など死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金」などの受給者(戦没者などの妻や父母)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

- 1.令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2.戦没者の子
- 3.戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4.上記1~3以外の戦没者などの3親等内の親族(甥・姪など)
 - ※戦没者などの死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

- 支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債
 - ※国債の受け取りは、請求後10カ月程度かかります。
 - ※請求期限を過ぎると時効により請求ができなくなりますので注意してください。

- 請求期間 令和10年3月31日(金)まで

お知らせ **海田町役場休日窓口開庁日**

問 **住民課(役場2階)**
☎823-9205 FAX.823-9627



- 今月の休日開庁日 3月14日(土)
- 開庁時間 8時30分~17時15分
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
- ※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
- ※旅券の申請・戸籍などの発行は、一部受け付けができない場合があります。(住所や本籍が海田町にない人の申請など)
- ※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付にかかる臨時窓口を毎月第4木曜日(祝日を除く)に開設します。

- 今月の臨時窓口 3月26日(木) 17時15分~19時
- 場所 住民課(役場2階)
- ※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。
- ※7ページにも3、4月の臨時窓口の案内を掲載していますので、確認してください。

お知らせ **海田東公民館 証明書発行コーナー開設中**

問 **住民課(役場2階)**
☎823-9205 FAX.823-9627

- 開設日時 毎週月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分~17時15分 開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行



お知らせ **ふるさと館 春休みフリースペース開放**

問 **ふるさと館**
☎823-8396 FAX.823-8467

春休み期間中、ふるさと館1階 研修室をフリースペースとして開放します。オセロやトランプなどもありますので、友だちと遊んだり、自習したり、気軽に利用してください。

- 日時 3月26日(木)~4月5日(日) 9時30分~16時30分
 - ※3月30日(月)は休館日です。
 - ※4月4日(土)は使えません。
- 場所 ふるさと館1階 研修室
- 対象 どなたでも
- 申し込み 不要

